

## 徳島県奨学金の未収金に対する支払督促の実施について

### 1 趣旨・目的

徳島県奨学金の未収金の額や滞納者数は年々増加しており，再三の督促（電話，文書，訪問）等の一連の返還指導にもかかわらず，返還を行わない長期の滞納者に対して，平成25年度において法的措置（支払督促）を実施したところである。

本年度においても同様の措置を実施することとし，未収金を削減し，一層の歳入確保と新たな未収金の発生を防止することとする。

### 2 支払督促について

簡易裁判所が，債権者の申立てのみを書面で審査し，債務者に対して金銭の支払いを督促する手続きであり，債務者が不服である場合は，支払督促に対して異議申立てを行う。確定判決と同じ効果を簡易・迅速に得られる制度である。

支払督促の申立てには議会の議決を要しないが，債務者から異議の申立てがある場合には通常の訴訟に移行し，「訴えの提起」として議会の議決が必要となる。

### 3 導入による効果

- (1) 返還者の公平性・公正性が維持できる。
- (2) 貸与財源となる歳入が確保できる。

### 4 支払督促の対象者

- (1) 過年度滞納分について再三の督促（電話，文書，訪問）等の一連の返還指導にもかかわらず，1年以上返還がない長期の滞納者
- (2) 住所地が明らかな者
- (3) 法的措置を講じることで，返還が可能であると見込まれる者
- (4) 支払督促の相手方は，原則として滞納者及び連帯保証人とする。

但し，滞納者又は連帯保証人が，次の各号のいずれかに該当し，返還することが極めて困難な場合は，当分の間，支払督促の申立ては行わないものとする。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 長期療養のとき</li><li>② 罹災のとき</li><li>③ 生活保護法による保護を受けているとき</li><li>④ 生活困窮のとき</li></ol> |
|--|

### 5 実施対象者選定の考え方

- (1) 滞納者のうち，滞納期間が相当程度長期にわたる者や滞納金額が多額であるなど，支払督促を優先的に行う者をリストアップする。
- (2) (1)のうち，福祉部局の職員や学識経験者（法律・経済）等からなる「徳島県奨学金の返還に係る未収金対策会議」において，専門的な見地から公平性に配慮して対象者を決定する。

### 6 スケジュール

- ・ 7月初旬 支払督促の予告通知発送
- ・ 8月下旬 支払督促の申立て